



Title	ハプスブルク帝国の統合と分解をめぐる諸問題(三) 完：ドイツ民族の立場を中心にして
Author(s)	矢田, 俊隆
Citation	北大法学論集, 23(4), 50-83
Issue Date	1973-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/27937
Type	bulletin (article)
Note	論説
File Information	23(4)_P50-83.pdf



[Instructions for use](#)

ハプスブルク帝国の統合と分解をめぐる諸問題(三) 完

—— ドイツ民族の立場を中心にして ——

矢 田 俊 隆

目 次

- はしがき
- 一 ドイツ人の「資産」
- 二 「資産」の統合的作用
- 三 「資産」の分解的作用 (1)
- 四 「資産」の分解的作用 (2)
- 五 「資産」をめぐる総括的考察(以上前々号)
- 六 「忠誠」の分裂
- 七 民主化と民族問題
- 八 民族的对立の激化

- 九 不安定な均衡(以上前号)
 - 一〇 一八九七年の政治的危機 (1) [以下本号]
 - 一一 一八九七年の政治的危機 (2)
 - 一二 バデニー危機の影響
- むすび

一〇 一八九七年の政治的危機 (1)

ここにいう一八九七年の政治的危機とは、バデニーの言語令発布にともなうオーストリア国内の混乱をさす。本稿では、この劇的な諸事件を詳しく叙述する必要はないが、説明の便宜上一応その輪郭をながめたい。主題に即して立ち入った考察を進めることにしたい。

立憲政治の時代にはいつてから、言語問題は急速にオーストリアの公生活の最も重要なテーマになってきたが、一八八〇年ターフェ内閣のもとで、ベーメンとメーレンの両州について、最初の包括的な規定が発布された。一八六七年の憲法第十九条は「あらゆる *Landesüblich* な言葉の平等」を定めていたが、ある地方での言葉が *Landesüblich* であるかを決定する権限は、政府の手に残されていた。チェコ人の支持を必要としたターフェ政府は、これまで以上に、この条項をチェコ人に好都合に解釈したのである。この年の四月十九日に発布された言語令は、ターフェ内閣の法相の名前をとって、シュトレマイヤー *Stremeyer* 法令ともよばれている。この法令は、ベーメン・メーレン両州の官庁と裁判所では、役人は人民から話しかけられた言葉で——ドイツ語とチェコ語のうち、当事者の要求するどちらかの言葉で——答えなければならないことを定めたものであった。ただ、官庁と裁判所の内務用語は依然ドイツ語

とされていたが、ともあれこの法令は、ドイツ語とチェコ語の双方が両州の慣習語であるとともに州の言葉でもあるというチェコ人の要求を認めたものであり、実際文官勤務の役人は、これまで以上に多くチェコ語を使う必要があったのであって、その意味で、この法令のもつ意義は大きかった。チェコ語がはじめて半公用語化されたことよって、チェコ人の官公吏就任の道が開かれ、それまでのようにドイツ人が両地方の官公吏を独占することは、不可能になつたのである。

さらにターフェ政府は、一八八二年、わずかながら選挙権を拡張した。その結果、選挙資格が一〇グルデン納入者から五グルデン納入者に引き下げられ、選挙区画も改正されて、チェコ人に有利になつた。こうして、一八八〇年代のはじめから一八九七年にかけては、チェコ民族主義の力強い興隆の時期にあたり、そしてこの民族主義の上昇は、帝国内のチェコ民族の地位を強化するのに役立つたのである。

他方、これと並んでドイツ人の間にも民族的自覚が高まり、国会では、オーストリア全国にわたってドイツ語を政府当局の公用語と認めることよって言語問題を終局的に解決しようとする企てがあり、またベーメンを民族的に分割しようとする要求が根気強く出されたが、いずれもスラブ人の反対にあつて拒否された。すなわち、外務公用語に代つて非ドイツ系諸民族の要求を若干考慮しながらも、ドイツ語を公式の国家語として導入しようとするヴルムブラント Wurmbrandt の動議は、一八八四年に、同じ内容のシャルシュミット Scharshmidt の動議は、一八八六年に、スラヴ人議員に妨げられ、ベーメンを行政的に分割しようとする、ドイツ人自由派の指導者ヘルプスト Herbst による提案も、一八八六年に拒否されたのである。当時のスラヴ人（この時はポーランド人を含んでいた）の反対論を代表したのは、ポーランド人議員マデイスキ Stanislaus von Madeyski の意見であつた。彼によれば、民族国家の原則と民族的自由の原則とは、オーストリアでは両立しえない。民族的國家語の原則は、一つの共通なドイツ人と

いう国家国民の存在を前提にするが、実際にはオーストリアはいくつかの民族から成り、それゆえ一つの国家語が存在することは不可能である、というのである。⁽¹⁾ なおシュトレマイヤーの法令は、一八八六年、裁判手続についてわずかばかりチェコ人に有利に変更され、チェコ語は、州高等法院にかぎって、内務にも用いられることになった。

チェコ人の民族主義の高まりは、政党活動のうえにはつきりとあらわれた。一八八九年のペーメン地方議会の選挙で、青年チェコ党ははじめて老年チェコ党と保守派の連合を凌駕し、一八九一年の国会選挙では、彼らは老年チェコ党の三倍以上の議席を確保し、後者の政治的死滅を決定的なものにした。なお同じ時期に、ドイツ人の間でも急進派が自由派にとつてかわつたことが、注目される。ターフェ首相の重大な失敗の一つは、この明白な政治的变化を認めなかつた点にあつた。一八九〇年にターフェは、言語上の妥協をさらに一歩進めるための会議を開いて、ドイツ人とチェコ人を同席させることに成功した。しかもこの会議の経過と到達点は、期待以上に満足なものにみえた。そこでは、教育委員会と農業諮問委員会の民族的分割について合意が成立し、少数民族の子供が最小限四〇名に達したら、その民族の小学校にはいる権利を与えられることも、取り決められた。裁判区の民族的区分も、ペーメン地方議会における民族部門の編成も、同意をみた。この協定は、チェコ人商業会議所の設置や、農業委員会でチェコ人に多数を与えることなど、特定の諸点でチェコ人の要求をみたしていたが、ペーメン州の行政を民族的に分割しようとするドイツ人の希望を満たす方向にも一歩を進めており、たしかに「真の妥協」⁽²⁾をあらわしていた。

しかしそこには、一つの基本的な欠陥が含まれていた。ターフェは困難をさけるために、有力になってきた青年チェコ党を招かずに、ドイツ人と衰退しつつある老年チェコ党との間だけで、交渉を取りきめようとしたのである。そこで青年チェコ党は、この協定に縛られずに、ペーメンの民族的分割にはげしく反対し、一方急進的ドイツ人のナシ

ヨナリズムも、この妥協の挫折を望んだ。各政党は相手方の約束違反を非難し、けっきょくこの妥協は、地方議會を通過することができなかった。その結果、チェコ民族主義者たちの不満が高まり、一八九三年に、政府は一八四八年の革命時以来はじめて、ブラハに戒嚴令をしくことを余儀なくされたのである。⁽³⁾

以上の経過から明らかなように、問題をドイツ人の側からみれば、すでに一八八〇年のターフェ言語令以来、自民族の支配的地位を維持しつつ全帝国の統一と発展をはかることは困難になってきたが、こうした状況のもとでは、彼らにとってオーストリア帝国の組織に無条件の愛着をいだき続けることはむずかしくなり、帝国の利益よりもオーストリア⁽⁴⁾ドイツ人だけの利益を先に考へる傾向が強くなることは、さげがたかった。

一八九七年の政治的危機は、このような背景のうえに出現したものである。ターフェ内閣が一八九三年十一月に退陣したあと、二つの短命内閣が続いたが、一八九五年十月二日、皇帝はポーランド貴族のバデニー Kasimir Badeni を首相に任命し、バデニーはポーランド保守派を主軸とし、各民族の保守派⁽⁵⁾連邦派を結びつけ、ドイツ人の保守・教会派の支持をえた内閣を組織した。当時すでに普通選挙権の要求は回避しえない状態にあったので、バデニーは一八九六年五月七日皇帝の承認を得て、選挙法改正を行ない、青年チェコ党もこれについては内閣を支持した。この改革は、主として有産階級を代表する旧来の四選挙部門のほかに、あらたに二十四才以上の全男子が投票権をもつ第五部門を設け、七二名の議員を追加し、定員四二五人中七十二人だけは、職業・身分代表制によらず、普通選挙によって選ばれるようにした。また職業・身分代表制議員の選出に際しても、有権者の直接国税納額を五グルデンから四グルデンに引下げたのである。

一八九七年三月、新選挙法による選挙が行なわれ、月末に新国会が召集されると、そこでは急進派と民族主義派が未曾有の数を占め、特に青年チェコ党は六二名の当選者を出したが、その反面、地主・保守派およびドイツ人自由派

は少数で、老年チェコ党は姿を消していた。パデニー内閣は温和なスラヴ人びいきの内閣であったが、このようなチエコ民族主義の急激な発展には、驚かされた。しかもパデニーは、アウスグライヒにもとづくハンガリーとの十年毎の経済協定の更新を可決するのに必要な多数を得ることができなかった。このため、国家的見地から青年チェコ党の支持を求めざるをえなくなり、その代償として、言語問題でさらに進んだ譲歩を行なわねばならなくなった。

一八九七年四月五日、パデニーはベームン州を対象として有名な言語令を發布し、四月二十五日にはメーレン州にも適用されることになったが、その要点は次のとおりである。まずこの法令は、(一)両州の官庁と裁判所は、そこにもちこまれるすべての用件について、問いあわせてきた言語で返答しなければならないほか、公文書への記入その他も——ベームン・メーレンの官公吏相互間および彼らとウィーンの間で連絡しあう場合にも——同じ原則によることを定めた。このようなチェコ語の権利拡大は、内務・大蔵・商業・農業・法務各省の統制下にある行政分野に限られていたけれども、とにかくベームン・メーレン両州にチェコ語がはじめてドイツ語と同等の地位にある「内務公用語」として導入されたことは、特筆に値する。次に言語令は、(二)ベームンとメーレンの行政上の不可分割性をほめかし、いかなる形の民族的分割をもきびしく拒否していた。その結果チェコ語とドイツ語は、ベームンとメーレンのあらゆる部分で同等の地位にある言葉と考えられたのである。さらに言語令は、(三)両州の官吏は一九〇一年七月一日までに——すなわち四年以内に——二つの国語を話し書くことができるようにマスターしておく必要があること、それ以後は、チェコ語の試験にもパスしていなければ、政府のもとの地位をしめることはできないこと、この期限以前にも、二つの言葉を知るものを優先的に採用することを、定めていた。要するにパデニーの言語令は、すべての文官勤務において、チェコ人をドイツ人と同等に扱うものであった。

ところで、以上のようなパデニー言語令の規定は、基本的にはけっして不当なものではなかった。この解決案は、

スラウ民族の地位を向上させ、帝国を諸民族の要望する連邦に改造するという健全な思想に立脚しており、このような各地方ごとの解決策をつみ重ねてゆけば、全オーストリアにわたる包括的な言語令の発布も、可能になったかもしれない。しかしドイツ民族の側からみると、そこには重大な多くの問題が含まれていた。彼らが強く主張した民族的分割案は、拒否されていた。二国語での勤務になれば、チェコ人もドイツ語を知らなくては官吏になれないが、教育あるチェコ人の大部分はドイツ語を知っていたのに反して、ドイツ人はほとんどチェコ語を知らなかったから、けっきょくチェコ人が得をする結果になり、そのうえこの地方には、チェコ人がドイツ人の二倍もいたので、数のおうえでもドイツ人が非常な不利になることは、目にみえていた。またベーメン・メーレンの例は、引続きスロヴェニア人・クロアチア人・ルテニア人などの居住地にも波及するおそれがあり、これは、ドイツ人中心の中央集権主義にとつては、耐えがたいことであつた。もしバデニーの言語令が実施されたなら、ドイツ人の官吏としての就職は絶望的に縮小されるであらうし、すでに就職している官吏の将来も危くなることは、不可避と思われた。そこで、ドイツ人の官吏および官吏になることを望んでいた多くの人々は、最悪の恐怖におそわれたのである。

それゆえ、この言語令はドイツ人の強い不満をよび、彼らは激昂して猛烈な反対運動をおこした。当時国会では、ドイツ人議員は諸党派合わせて四二五名中一八六名という少数で、スラウ人の連合にはとうていかなわず、投票によつてこの法令の撤回を首相に強いることは、不可能であつた。そこでドイツ人諸党派は、議会での討議や投票を妨げ、はてしなく議事妨害を続けることによつて、また議場でのグロテスクな暴力行為によつて、首相に圧力をかけ、言語令を廃棄させようとしたのである。同時に、ベーメンのドイツ人地域をはじめ、オーストリアの各所で、大衆集会やげんげしい街頭デモがおこつた。こうした混乱のために、四月以来十一月まで——六月二日から九月二十二日まで——の停会をはさんで——国会の議事はいっこうに進まず、最も緊急を要する立法作業だけでも続けようとする政府の努

力は、ことごとく失敗した。

困却したパデニーは、ついに非常手段として、国会の院内議事規則を改正して妨害を排除しようとした。下院議長は、彼自身の判断で、議事を妨害する議員を三日間の登院停止処分に付することができ、また下院自身は、妨害者にたいして三十日間の登院停止を命ずることができる。その際もし万一その議員が命令を守らず、議場を立去ることをこぼむ場合には、議長は警官の力を借りてこの議員を議場から退去させる権限を与えられる、というのが、新規則の内容であった。これが悪法であることは明瞭であったから——それは、議会内の言論制限を強行して、議会における多数派の暴力支配を可能にするものであった——、はげしい反対がおこったが、この議事規則の変更は、十一月二十五日、大混乱のうちに、スラブ人と保守派の手で、手続そのものの違法性をのこしながら、可決された。

これに続くオーストリア国内の混乱は、かつてないものであった。ドイツ民族主義者、ドイツ人自由派から、それまである程度のあいまいさを残していたキリスト教社会党、社会民主党を加えた全党派が、反対に立ちあがり、ドイツ人議員とチェコ人・ポーランド人議員との間に乱闘がおこり、警官が議院内によびいれられて、反抗する議員たちを力づくで排除した。一方、首都ウィーンおよび他のドイツ人諸都市の街頭では、大規模な大衆デモがおこり、知識階級特に民族主義的なドイツ人大学生に指導されて、ものすごく拡がっていった。労働者もパデニー政権の反議会主義的な行動にはげしく抗議し、騒ぎをおこした群衆と警察ないし軍隊との間には流血の衝突がおこって、ドイツ人居住地帯ではまさに内乱の到来を思わせるような状態になった。⁽⁶⁾そこで皇帝は十一月二十八日、やむなくパデニーを罷免して、ドイツ人諸党派をなだめねばならなかった。その結果、ドイツ人の激昂はしだいに静まったが、こんどはチェコ人が議院内の議事妨害と大衆的反抗に立ちあがった。⁽⁷⁾これは、ドイツ人のそれほどはげしくはなかったけれども、はるかに永続的な性格をもち、實際上ハプスブルク帝国の終末時まで続いたといつてよい。

以上が、一八九七年の政治的危機の輪廓である。次にわれわれは、この事件におけるドイツ人側の反応を、当面の主題との関連で、さらに詳しく立ちいって分析し、検討しなければならない。

- (1) Richard Chamatz, Österreichs innere Geschichte von 1848 bis 1907, Leipzig, 1911—12, II, S. 37 ff., 42.
- (2) Kann, Multinational Empire, I, p. 201ff.
- (3) チェコ民族運動の攻勢は続き、ミーメンのドイツ人居住地にさえ、チェコ人の体育協会 Turnverein や合唱協会 Gesangverein が民族運動の一環として結成されたばかりでなく、チェコ人議員たちは、オーストリア国会ではげしい反政府活動を展開した。
- (4) 以下の叙述は、Kann, Multinational Empire, I, pp. 200—205; Hantsch, Geschichte Österreichs, II, S. 429 ff.; Paul Mojsisch, Geschichte der deutschnationalen Bewegung in Österreich, Jena, 1926, S. 189 ff.; Barthold Sutter, Die Badenischen Sprachenverordnungen von 1897, 2 Bde., 1960—1965; 村瀬興雄「ロトラー」八〇ページ以下にみる通りが多い。Sutter のものは、この問題についての最も包括的かつ詳細な、すぐれた研究である。
- (5) この時期の議事妨害については、Kann は、汎ドイツ派と自由派を中心とするもので、まだキリスト教社会党や社会民主党は加わっていなかったと述べているが、(Multivational Empire, I, p. 203) これは必ずしも正確ではない。たしかに社会民主党は、言語令自身については中立的態度をとって、ドイツ人諸党派と対立していたが、しかし議事妨害には無縁ではなかった。この点は、次章で詳しく検討することにする。
- (6) 修正議事規則の可決に続いておこった諸事件について、やや詳しく記しておこう。十一月二十六日の下院は、修羅場のような様相を呈した。まず社会民主党議員が議長席を占領したが、急拠よびこまれた警官によって追い出され、続いてドイツ民族主義者たちが猛烈な抗議を強行したが、彼らもまた警官の手で暴力的に連れ出された。一方議会の外部では、大学生たちがパデニー反対を叫びながら議会を包囲し、市庁舎や内務省に向かってデモをかけた。二十七日にはさらに騒ぎが拡大し、翌二十八日の日曜日には、暴動を恐れて出動した兵隊がウィーン全市に充満し、市内は兵營のような観を呈したといわれる。このような状況のなかで、市長のルーエガーは皇帝に謁見して、いまや首都の治安は保ちがたいと進言し、ついに皇帝は、大規模な流血をさけるために、やむなくパデニーを罷免したのである。
- (7) パデニーの罷免に言語令そのものの運命をみてとったチェコ人は、たちまち不穏の形勢を示した。しかもドイツ人大学生たち

が、憤懣やる方ないチェコ人の雑踏するプラハの繁華街を、ブルシェンシャフトの正装をして隊伍を組んで闊歩したことは、この形勢に火をつけた。チェコ人はドイツ人学生の挑動的な英雄気取りを正面から受けて立ち、プラハの街はたちまち争乱の巷と化し、ドイツ人の商店までもチェコ人の大規模な襲撃をうけた。十二月二日には即決裁判が強行されて、騒乱は一時鎮定されたが、翌年早々の非常措置が廃棄されると、チェコ人のドイツ人にたいする襲撃はたちまち再開され、とりわけ、シェーネラー派の多いドイツ人大学生たちの挑戦的態度は、目のかたきにされた。プラハの警察は、ドイツ人大学生が示威的にブルシェンシャフトの徽章を着用することを禁止しなければならなくなったが、これにたいしては全国の多くの大学が反対に立ち、各大学の評議会が抗議を行ない、辞職と講義の中止をもって反抗したばかりか、全国の学生団体もプラハ大学のドイツ人学生を支持して政府に反対し、多くの大学が一時閉鎖されねばならなかった。ペーメンの問題は、こうして全帝国の問題に発展したのである。

一一 一八九七年の政治的危機 (2)

一八九七年のバデニーの言語令をめぐるドイツ人の興奮と反抗は、「ゲルマン人的熱狂」*Furore teutonico* とよばれているが、その歴史的意義は、すでに形成されていた「議會政治のオーストリア的觀念」の伝統を打ち破るうえで何物にもまさるはたらきをした点に、求められなくてはならない。しかし、前章でみたような異常な経過は、はたして不可避だったのであるか。いったいなぜ、バデニーの言語令はあのような深刻な事態をまきおこしたのであろうか。その原因として、ここでは特に次の四つの点に注目したいと思う。第一は、バデニーの基本的態度や対処の仕方にかんするものである。第二は、ドイツ人諸政党のリーダーシップと組織にかなりの欠陥があったことであり、第三は、シェーネラーおよび彼のひきいる汎ドイツ派の極端主義をとなえる小集団が、これらの欠陥を利用して思いもかけない成功を収めたことである。しかし第四の、最も根本的な原因としては、なんといっても、ドイツ人の「資産」防衛の意識をあげなければならず、それが事態の進展の過程で幾多の刺激をうけながら、あのような民族的熱狂にま

で高められたのであった。以下これらの諸点について考察を進めよう。

すでにみたように、バデニーの言語令はそれ自身けっして不合理なものではなく、現在からみれば、むしろ妥当なものであった。スルビークによれば、当時の多くのドイツ人も、この言語令の基本思想を、チェコ人の地位を向上させ彼らをより大きな平等に近づけようとするワン・ステップであり、漠然と反対することのできぬものとして、すでにずっと前から容認していたという⁽¹⁾。この法令の発布される直前、有力なドイツ人指導者たちはいずれも、政府およびチェコ人との交渉は可能であるとともに必要であると考えており、オーストリアの政治において普通そうであったように、この問題についても双方ともに受け入れることのできる妥協がつくり出されることを、疑わなかった。事実バデニーとチェコ人、ドイツ人との間に種々の交渉がもたれたことは、ズッターの詳細な研究が示すとおりである⁽²⁾。問題になるのは、その際のバデニーの態度であり、そこに十分な慎重さが欠けていたことは、否定できない。

バデニー言語令にたいする重要な反対の一つは、このような重大な規定は単なる法令として発布すべきではなく、議会の承認を必要とする包括的な言語法の形で発布すべきであった、とする批判である。しかし、この法令は二州だけに関係するものであったから、バデニーは技術的には現行法の範囲内で行動することが可能であった。けれども、行政事務のうえでドイツ語とチェコ語の完全な平等を実現しようとするこの言語令は、なんといってもドイツ人の中央集権主義の行政手続とは両立しないものであったから、発布に先立って、意図の十分な説明がなくてはならなかったであろう。もしバデニーが、ドイツ人の中央集権的システムはオーストリア帝国の保存と両立しないことを説き、包括的な解決が不可能であるために地方的解決にたよるほかなかったことを忍耐づよく主張していたならば、それは強い論拠になり、かなりの説得力をもつことができたであろう。それとならんでいま一つ注目する必要があるのは、バデニーが言語令の実施を——青年チェコ党以外は——保守派の支持のみにたよって、大衆の支持を無視する気持を

もつていた点であり、これが一種の楽天的な自信となつて、彼の行動を慎重さの欠けるものにしたことは、容易に推測される。パデニーはたしかに、精力的で器用な自信家ではあったが、軽薄なところがあり、また十分な情報を得ていなかった。しかもその時点で、彼はドイツ人たちとの接触をとつぜん中断し、青年チェコ党と結託して言語令を發布したのである。そこでドイツ人たちは茫然とした。パデニーの政策自体よりも、彼がその政策を実行に移したやり方のほうが、シュタインヴェンダーのような穏健なドイツ人たちには、痛切な侮辱であつた。パデニーのやり方は、首相との交渉と協力こそ最良の結果をもたらすであろうという彼らの信頼と期待を、いたく傷つけたからである。言語令の發布とともに、諸州からウィーンのドイツ人議員のところへたて続けに電報がよせられたが、それらは、チェコ人にたいするいかなる譲歩をもこぼむ、非難にみちたものであつた。⁽⁸⁾

大政党の指導者たちは、ショックをうけてひるみ、とりあえず落着きを保とうとしたが、このときただちに立ちあがつたのは、シェーネラー派であつた。全面的勝利こそ、この派のすべての存在理由であつたから、そこにはなんの疑いも躊躇もなかつた。シェーネラーは九年間政治生活から追放されていたあと、一八九七年の国会選挙にズデーテン地方から出馬して当選したが、この地方はチェコ人とドイツ人の衝突の中心地であつただけに、ドイツ民族主義の力が最も強く、この時の汎ドイツ派(シェーネラー派)議員五人のうち、四人までがこの地方から選出されていた。シェーネラーは有力な協働者カール・ヘルマン・ヴォルフ Karl Hermann Wolf とともに、言語令反対運動の先頭に立ち、尖锐な政府攻撃を行なつた。

彼は相つゞ演説のなかで、大きな不幸が自分たちを呑みこもうとしていると述べて、ドイツ人の恐怖心をかき立てるとともに、こうしてつくり出されたパニック・ムードを利用して、ドイツ穏健派の指導者たちの落着いていようとする決意を切りくずそうとした。そしてドイツ人政党の指導者たちは、まさにシェーネラーの望んだとおりの方向に

動いていった。この間の事情を、以下各政党についてたどってみよう。

他どの政党よりも非難をうけやすかった自由派は、四月十四日、まっ先に、自分たちは言語令が撤回されるまであらゆる立法を妨害するであろう、と宣言した。シュタインヴェンダー、ホフマン、ヴェレンホーフ *Hofmann-Wellenhof* その他ドイツ人民党 *Deutsche Volkspartei* (すなわち急進派) の穏健な指導者たちは、ベーメンおよびシュタイエルマークの地方党组织からの圧力に屈して、二週間後議事妨害政策に加わった。この党に投票した人々は、党がその主要な目標——民族的行動主義、反聖職者主義、普通選挙権、社会的改革など——のどれか一つに全力をそそぐことを望んでいたから、彼らのなかには、この党を見ずしてシェーネラー、ルエーガーないし社会民主党に走る危険がないわけではなかった。この党の現実主義的指導者たちは、すでにこのような危険に直面していたために、他の諸政党および一般民衆が言語令にどのように反応するかを注意深くながめていたが、ついにこの国の「ムードに従って」、議事妨害への参加を決意したのである。⁽⁴⁾

しばしば決断に迷いためらっているようにみえた急進派の指導者たちが、言語令について態度を決定したことは、他の諸政党にも強い影響を及ぼす結果になった。キリスト教社会党も病的興奮の高まりを免れるわけにはゆかなかつた。党員の多くは、ルエーガーやパッター *Pattai* のように、カトリック教徒ないし民主主義者であると同じく「よきドイツ人」であり、また、自己の選挙区民の大部分がドイツ人であることをよく知っていた。

しかし、他方、この党の保守的・聖職者的な一派は、偏狭なナシヨナリズムに巻き込まれることを好まなかった。もしこの傾向に巻き込まれるならば、スラブ人の大衆をひきつけようとする彼らの努力はむだになり、ようやく得られたはじめた皇帝の信頼も、キリスト教社会党は真の「帝国党」であるという宮廷内の定着した評判も、こわれてしまふおそれがあったからである。ルエーガーを含む党指導者の大部分も、立憲的統治を好ましいものと考えており、全

面的な議事妨害は法令と絶対主義による支配に向かう第一歩であるとして、これには反対であった。彼らは、シェーネラーのあとに続くカバデニーを支持するかの選択の前に立たされることをきらった。

しかし、中立的な立場があるようには見えなかった。そのうえ、すでにみたように、ウィーンおよび下オーストリア州のキリスト教社会党員の多くは、もとの急進派であった。そのころ、カトリック人民党指導者のヨーゼフ・デパウリ Josef Depauli がルエーガーに、カトリック諸学校のための基金をより多く手に入れることと引きかえに、そらつて首相を支持しようという提案を行なった。しかしルエーガーがこの提案に同意するためには、ウィーンや下オーストリア地方のたいせつな投票者のグループを失うことを覚悟しなければならなかった。さらに、ルエーガーがバデニー政府内のドイツ人聖職者その他の保守的分子と協力することになれば、彼は、普通選挙権や徹底した社会立法にたいする要求をひかえざるをえないし、そうすれば、しだいに増大しつつあった労働者階級の彼にたいする支持は、社会主義者のほうに、またおそらくはシェーネラーのほうに、転ずるおそれがあったのである。言語令にたいするドイツ人の反応の大きさは、五月の中ごろまでにはつきりしたものになっていた。急進派はすでに議事妨害を実行しつつあったし、ルエーガーも、キリスト教社会党がドイツ人の諸政党と運命を共にしなければならぬという決意を、固めていた。

このような事態の進展が、こんどは、アルプス諸州のカトリック人民党の地方組織を危険な立場においた。もし彼らがバデニーを支持し続けるならば、彼らを後援していた投票者たちは、これまた彼らを見すてて、他の諸政党のいずれかに走るかもしれない。その結果、ザルツブルクおよび上オーストリア州のカトリック人民党議員の大部分は、民族的陣営への参加を唱えはじめた。こうして、極端主義にたいする抑制は、至るところでくずれていったのである。

社会民主党の人々も、一般的なドイツ人の議事妨害運動に加わるか、それとも、彼らが保守的独裁者としていみじくも嫌っていたバデニーを事実上支持するか、の選択をさけることは不可能であることを、知るようになった。五月の第三週に、ヴィクトルリアドラーその他ウィーンの社会民主党指導者たちは、ドイツ人の議事妨害の仲間に加わることを決意した。彼らの動機については不明確な点があり、いつまでも論議をよぶことと思われるが、しかし彼らがそうしたことの理由として示した点は、はなはだ民主的なものであった。すなわち、ある政治腐敗の問題で下院議長が議会議事の規則を高圧的に破ったというのが、その理由であり、彼らが首相に反対したのは、首相が独裁者だったからであって、言語令のためではなかった、というのである。しかし、次の事情は考慮にされる必要がある。社会民主党は、バデニーの言語令をめぐる争乱に際しては、最初中立の態度をとり、議事妨害にも関係しなかったが、ドイツ人諸州における民族主義的激動の高まりに直面して、このような自党の態度は社会民主党の政治的勢力を由々しく弱めるおそれがあることを感じたのである。そして前述の議長の議事規則侵害は、まさに社会民主党をこの窮状から救い出す役割をはたしたのである。

最後に五月末になって、世界主義的な貴族のつくる本来非民族的なドイツ人政党的立憲地主党までも、バデニーを見すて、議事妨害に加わった。これは、国会内のすべての議事日程を完全にストップさせたので、ついに首相は六月二日、議會を九月まで停会にした。議會の第一二会期中に、首相は、ただ一つ取るにたらぬ法案を二十票あまりの僅差で通過させることができたにとどまり、重要な多くの規定をふくむ予算案やハンガリーとのアウスグライヒは、未決定のまま残されてしまった。しかもいっそうわるいことに、議會の停止によって法令による支配への道が開かれたのである。

混乱は、九月二十三日に国会が再開されたあとと続き、やがて十一月二十五日、バデニーは議事規則の変更を行な

い、これを契機に混乱が頂点に達して、ついにバデニーが首相を罷免されたことは、前章でみたとおりである。

以上の考察をふまえて、問題の本質に目を向けよう。この事件がおこるまで、カトリック聖職者や社会主義者の陣営は、自己のオーストリア的愛国心を誇り、自分たちが民族主義的熱狂を免れていることを誇っていた。ルエーガー、フェルガニVerdani、シュタインヴェンダー、ペルナーシュトルファーPernstorferその他多くの人々は、シェーネラーの思想のうちにいくらかの利点をみながらも、自己の利益のために、もしくは良識ないしオーストリア的愛国心のために、シェーネラーの革命的傾向を退けていたが、いまや彼らはシェーネラーと協力し、これと同じ程度の無謀さと無責任ぶりを発揮したのである。最初ドイツ人の議会指導者の大部分は、なおバデニーと交渉することを望んでいた。彼らは、ドイツ人の「資産」の保持を望むと同じように、オーストリア国家を維持することも望んでおり、言語令が基本的に正当であることを認めるに足る賢明さをもっていた。それゆえ、シェーネラーが全面的な議事妨害政策の唯一の主唱者であったが、けっきょくしかし、議会のドイツ人指導者たちはこの政策に同意したのである。とはいえ、オーストリアドイツ人の多数が、自分たちの伝統的特権を守るための代価として、立憲政治の完全なまひ状態を快く受け入れる気持をほんとうにもっていたかどうかは、疑問であるし、彼らがコンセンサスの思想をさらに王朝と国家にたいする尊敬の念をも、意識的に拒否したかどうかは、これもまた疑わしい。ドイツ人の諸政党を議事妨害の点で一致させるにいたった有力な動機は、なんといつても、大衆に拒否され見すてられはしないかという恐怖心であった。ドイツ人民党に票を投じたミドルクラスの人々は、正確にいえば「大衆」ではなかったが、彼らはつねに世論の重要な構成要素とみられていた。工場労働者や農民や敬虔なカトリック教徒は、一般に民族主義的熱狂には敵意をいだくか無関心であるかはずれかであったが、このたびは、民族的熱狂に同調し、社会民主党、キリスト教社

会党、聖職者党に属する多くの人々が、党の指導者たちに警報を発し彼らの決定に影響を及ぼすために、圧力をかけたのであった。十一月下旬には、市民的自由の緊急停止や軍隊の干渉を必要とするほどの抗議や暴動がおこっているが、これらはごく少数の人々によって組織されたかもしれないけれども、暴力行為に加わったものは数多く、ごく内輪にみつもつて、住民の殆どが「ゲルマン人的熱狂」の影響をこうむったといわれている。⁽¹⁰⁾とすれば、それはたしかに一つの大衆現象とよびうるものであり、われわれはここに、ナシヨナリズムのエモーショナルな、潮のように押し流す非合理的性格をみなければならぬ。首相の没落をひきおこしたのも、群衆の激情であつて、議会における多数の欠如ではなかつた。

シェーネラーの成功の原因もこの点と深くつながっていた。国会の内外で猛威をふるつた「ゲルマン人的熱狂」の最も顕著な直接の結果は、シェーネラーが民族的英雄として未曾有の人気者に祭りあげられたことであり、それは、彼が九年間政治的な日蔭を歩いたのもこの年の春国会にもどつたときには、夢みることもできなかったようなものであつた。たしかに、彼がデモ行進や大衆集會を進んで組織し、扇動的な演説を行なつて、ドイツ人聴衆を高度の興奮にまで高めた役割は、大きかつた。⁽¹¹⁾それゆゑ、「適度と寛容を好ましいものと考えていた多数派のすべての行動を、極端主義者の一小グループが封鎖することに成功した」という評価も、あながち不当とはいえないし、シェーネラーに反対した人々が侮辱的な非難をなすりつけられたことも、事実である。しかし、それは單純な政治的恐喝のケースとはちがつていた。「われわれは、妥協の可能性を排除するような反オーストリア的・反王朝的政策を欲しない」というカール・フォン・グラブマイヤー Karl von Grabmayer の主張に代表される幾多の聲が、空しくかき消されていったのには、それだけの理由があつた。この点で、シェーネラーの信奉者であつたエドゥアルト・ヒル Eduard Pechl が、シェーネラーの言葉を引用して、シェーネラーが國民に「ハプスブルク國家の手先の警官が人民の代表者

たちを圧倒し、家畜を追う肉屋のように人民の代表者たちを彼らの会場から追い出した」と宣言したとき、彼はその瞬間に、すべてのドイツ人——穩健な人々、極端主義者、民族主義者、社会主義者、カトリック教徒、自由主義者、民主主義者、貴族——に代わって弁じたのである、と述べているのは、無視できない発言である。ドイツ人全体をどのように熱狂させた最も深い原因は、要するに、バデニー言語令がドイツ人の「資産」の侵害につながるという不安と恐怖であった。この言語令がひとたびベーメン・メーレン両州に実施されるならば、やがて全帝国に拡大されることは必至であり、こうしてスロヴェニア人・クロアチア人・ルテニア人などにも民族的平等が認められることになれば、ドイツ人の支配権が消滅するばかりでなく、帝国そのものが崩壊の危機に瀕する、という不安こそ、汎ドイツ派のみならずほとんどすべてのドイツ人諸党派に連合戦線をほらせ、バデニーに抵抗させた根本の動機であった、といえよう。元来オーストリアの民族闘争は、主として財産と教養のあるミドルクラス内部の衝突であったが、文官勤務に雇用されていたドイツ人のミドルクラスはその数が多く、またこの地位は人々の憧れのまどであったために、大衆を含めたドイツ民族全体が大きな刺激をうけたのである。支配民族としてのドイツ人の地位と官公吏の職業を確保できるか否かの問題であったからこそ、反バデニー闘争は、ウィーンの市民をかくも熱狂させ、全ドイツ人をかくもわき立たせたのであった。街頭の反対デモの中心に立ったのは、言語令によって直接脅威をうけたドイツ人大学生であり、シェーネラーを熱狂的に支持したのも彼らであったが、工場労働者、職人、徒弟、農民までも、ミドルクラスの民族主義者や大学生とともに抗議活動に加わったことは、注目に値する。

シェーネラーの新しい人気は、みずからを民主主義者と考えていた政治的指導者の大部分を含めて、「ドイツ人左派」全体が、結局のところ、特権を平均化するよりもそれを保持することのほうがいっそうたいせつであると考えたことを、示している。以前は、特権にたいする告発がドイツ人の急進派や民主派の間に一般的な激情をよびおこした

のであったが、一八九七年の諸事件の結果、こんどは特権の擁護が、彼らの間に同じような一般的激情をよびおこしたのである。不吉なことに、民主的な議員たちこそ最も非妥協的だったといわれている。いまや大部分のドイツ人の目には、憲法で認められた自由主義の普遍的価値は、ドイツ人自身の自由と福利を減少させる手段として、異民族特にチェコ人に役立っているように見え、チェコ人が進歩や近代性の本質として引合いに出した諸原則は、支配権をかちえようとする不実な敵の策謀のように思われた。きたるべき争いにおいては、ドイツ人の民族政策は万人の自由を保証することではなくて、勝敗のかかっている民族戦のなかで自分自身を守ることではなくてはならないというのが、そこから生じた当然の結論であり、こうして、オーストリアにおける民族共存の条件にかんするいっさいの生産的な議論は、不可能になったのである。

「ゲルマン人的熱狂」の長期にわたる最も重要な結果は、民族的衝突は和解できぬものであり、敵対者の一方を完全に破壊すること以外にはいかなる解決策もありえないという信念——いわゆる極端主義——が、ドイツ人とスラヴ人双方の大衆の間に増大していったことである。極端主義者にとっては、交渉や妥協やコンセンサスは、偽装された降服の形態にはかならないから、政治上の争いはつねに全面的勝利か無条件降伏に終らねばならず、政治の唯一の道は、暴力によることになる。チェコ人とドイツ人の闘争は和解できないものという信念が拡がるにつけて、オーストリア国家という思想は力を失い、双方の側で、極端主義の政治がコンセンサスの政治にとってかわった。相争う民族的党派の間には、建設的に協同すべき共通の地盤がまったくなくなった。これは、チェコ人にはやがてチェコ民族国家の創設に道を開くことになったし、ドイツ人には、一世代のうちに、シェーネラーの反民主的・革命的な汎ゲルマン主義綱領の勝利——ヒトラーの制覇——をもたらす結果になった。和解できない衝突の論理に従えば、ドイツ人は彼らの周囲の諸民族を「ドイツ化」するか「奴隷化」するか、絶滅するはかばかかったのである。

最後に、バデニーの言語令改革がなぜ失敗に終わり、またなぜあのような深刻な事態に発展したかの原因と、さらにこの事件のもつ意味について、若干の補足的説明を加えながら、まとめをつけておきたい。

バデニーの失敗の原因については、すでにふれたように、この改革を行なおうとしたバデニー政権およびバデニー自身の人柄を、考慮にいれなくてはならない。バデニー言語令が、原則的には健全であり、実際には限られた意味しか含んでいなかったのに、ほとんど革命的な状況をつくり出し、けっきょく失敗に終わった、重大な原因の一つは、バデニーが連邦主義的傾向をもちながらも、保守的な政治家であり、一般に右派の支持をえて民族的和解の政策を追究しようとした点にあった、といえよう。バデニー内閣の主要な支柱は、ポーランド人の保守的貴族シュラフタ *Salachta* であり、ドイツ人の聖職者の・保守的右派を含むすべての民族の連邦主義的保守派が、これを補強していた。バデニーの行なった選挙法改正は限られたもので、財産資格によらない第五部門で選ばれたのは、全議席の約半にすぎなかったから、バデニー政府は、青年チェコ党の支持をえることによって、なお議会における多数を維持することができた。しかし、右派とは、要するに既得利益をもつ比較的せまい社会層を代表するにすぎなかったから、これにたよって改革を進めようとしたことには問題があり、一方、バデニー政府に反対したドイツ人議員たちは、最も収入の低い社会層をふくむ広範な投票者によって選ばれた人々であり、これを度外視して真に前向きな改革を達成することは、できない相談であった。

オーストリア政治の保守的な体質は、バデニー自身にもしみついてきた。ポーランド貴族のバデニーは、正規の議会手続によるつらい作業に耐えぬくよりも、むしろ上からの改革を導入しようとする基本的傾向をもっており、その結果、彼の議会の扱い方はまことに高圧的で、これが破滅を招く重大な原因になったのである。言語令発布後の混乱に直面しても、彼は、ドイツ人の盲目的な激しい反対に腹を立てるばかりで、なんら積極的な打開策にのり出そうと

はしなかった。十一月の議事規則の改悪が事態を完全にこじらせた点についても、バデニー自身の責任はまことに重大である¹⁸⁾。

かようにバデニーの側に幾多の欠陥や誤りがあったとしても、議会側の問題は、これにおとらず重要である。民族的な議事妨害は、国会が全体的な国家の利害と民族的利害とを区別しえなかったことを示しており、民族問題にかんする不一致のために、議会は国家の生死にかかわる経済的・社会的な諸問題について合意に達しようとする気をなくし、多くの場合、論議に入ろうとする気持さえもたなかった。バデニー言語令の内容がいかに合理的であっても、多数決を議事妨害にかえるような、民主主義のルールをわきまえない未熟な議会によっては、けっして承認されなかったであろう。バデニーの失脚は、オーストリアの議会主義が国内の民族闘争にかきむしられて民族問題を解決しえなかったという、まことに深刻な事態を示している。バデニー危機をめぐる混乱の根本的な原因は、なんといつてもドイツ人側の異常な民族感情であり、それは「資産」階級の枠をこえて、エモーショナルな力で大衆を包み、ドイツ人諸政党の指導者たちの態度決定を強いたのであったが、しかもこの民族的熱狂は、究極においてドイツ人の「地位」の防衛と不可分に結びついたのである。

要するに、一八九七年のバデニーの危機は、オーストリア帝国の病根の深さをまざまざと示すとともに、それをさらに増幅したことによって、チェコ人とドイツ人の関係のその後の進路にとって、またオーストリアの議会生活一般のその後の進路にとっても、致命的なものになった。「この瞬間からバプスブルク帝国は崩壊するように運命づけられた¹⁹⁾」というレートリヒの言葉は、けっして誇張とはいえないのである。

(1) Whiteside, "German Dilemma," p. 191.

(2) Sutter, op. cit., I, S. 168 ff.

- (3) Sutter, S. 245 f.
- (4) Sutter, S. 245-247, 259 f.
- (5) Sutter, S. 247-249. Mommsen, op. cit., I, S. 275-277.
- (6) ルネーガーは、春以来の言語令反対運動にたいしては、矛盾した態度をとっていた。ウィーン市民ははげしい反バデニー運動を展開しており、キリスト教社会党は、ドイツ人の権利を削減するバデニーの政策に、するどい反対を表明していた。ルネーガー自身もバデニーには強い個人的反感をいだいていたが、しかし、バーメン・メーレンのチェコ人の権利を伸ばす必要も認めていたので、党をおびえて過激な行動をとらせず、皇帝に事件の仲裁を請ういっぽう、自分では反政府的な演説を極力ひかえていた。しかし下院議長による不法な議事規則の変更にたいしては、反対運動に立ちあがらざるをえなくなったのである。村瀬・上掲書八三―八四ページ参照。
- (7) Sutter, II, S. 11 f.
- (8) バデニーがガリツィア総督のころ選挙を悪用したというので、当時資格審査委員会 Legitimationsausschub で、この選挙の不法性をめぐって審理が行なわれていた。ポーランド人の社会民主黨議員ダシンスキ Dasinski は、この委員会の審理の公開をもとめる動機を提出したが、議長のカトライン博士 Dr. Kathrein は、議事妨害を行なう諸政党に対抗して議事日程を進めるために、明らかに議事規則に背反して、この動議の表決を拒んだのである。Mommsen, I, S. 275.
- (9) Mommsen, I, S. 275-277.
- (10) Whiteside, "German Dilemma", p. 195.
- (11) 彼の演説は、ビスマルクやホーエンツォレルン家の人々や古代ゲルマン民族の偉大さのシンボル(ヘルマン王や主神オーディン)に言及することによって扇動的效果を高める、魅力的なものであったといわれる。彼の協働者カール・ヘルマン・ヴォルフが「未回収のドイツ」Germania irredenta をスローガンにして、情熱的な演説を行なった。Whiteside, Austrian National Socialism, p. 60.
- (12) Whiteside, "German Dilemma." p. 194 f.
- (13) Hantsch, Geschichte Österreichs, II, S. 485.
- (14) Whiteside, "German Dilemma," p. 194.

- (15) 全国のドイツ人大学の評議会や学生団体がつよい反抗的態度を示したことは、すでに述べた(前章註(7)参照)が、大学教授も約七〇名が、言語令廃止のための請願に署名している。Whiteside, *Austrian National Socialism*, p. 59.
- (16) *ibid.*
- (17) 帝国の第一階級すなわち最上級の社会層は、一般に民族闘争に関与しなかった。これに属する貴族、高位聖職者、大富豪の資本家、將軍、最高官僚などは、民族的扇動を超えている皇帝に彼らの地位と生計を負うていたから、オーストリア国内の彼らより身分の低い階級の利害(=民族的利害)を支持することによって、失うことしかありえなかったのである。オーストリアの民族闘争は、彼らより一段下の、諸民族の財産と教養のある階級の内部の不調和によるものであり、政治的・経済的・宗教的扇動の大部分は、こうした「有産階級」——かなりの財産・教養・政治力のある人々——のなかでおこったのである。それゆえ上述の「第一階級」の立場は、スラヴ系諸民族の連邦化の要求と表面的には衝突しなかったし、時にはスラヴ民族主義者と手を握って保守的な政權を支えることもあったが、本質的に前近代的な性格をもっていたから、このような勢力を支柱にして、オーストリア帝国の困難な問題を「近代的に」あるいは「前向きに」解決することは、とうてい不可能だったのである。Deak, *op. cit.*, p. 304 参照。
- (18) Kann, *Multinational Empire*, I, p. 203 f. 参照。
- (19) Josef Redlich, *Kaiser Franz Josef von Österreich*, Berlin, 1928, S. 398.

一一一 バデニー危機の影響

本章では、バデニー失脚後の言語令の運命、および、帝国崩壊にいたるまでのドイツ人・チェコ人双方の態度について、問題点をあげておきたい。

バデニーの辞職後、キリスト教社会党をふくむ全ドイツ人議員は参集して、言語令の完全な撤廃のために闘うことを誓いあった。バデニーの後継者ガウツェ Paul Freiherr von Gautsch やその後継首相たちは、バデニーの言語令を緩和し限定した形で実施しようとしたが、ドイツ民族主義派の反撃やドイツ帝国からの勧告にあって実施できず、つい

に一八九九年十月十四日、バデニーの言語令は完全に廃棄されて、ターフェの言語令の段階に逆戻りした⁽¹⁾。皇帝フランツ・ヨーゼフは、ドイツ民族とドイツ帝国からの圧力に抗してまでスラヴ民族を優遇する姿勢はとれなかったから、以後しだいにドイツ民族との結合を深める方向に進んだ。一九〇〇年一月十八日新たに首相となったケルバー Ernst von Koerber も、調停的な言語令によるドイツ・チェコ両民族の和解につとめたが、両民族居住地の分割統治に傾いたために、チェコ民族主義者の攻撃をうけ、また地方分権主義をとったために、ドイツ民族主義者の反対をうけて、失敗した⁽²⁾。一九〇七年にはオーストリアに普通選挙権が導入されたが、それによって生まれた議会にも奇蹟を期待することはできず、一九〇九年、ビーネルト Richard Freiherr von Bienen-Schmerling 内閣が、ケルバーの政策をさらに緩和した形でふたたび実施しようとして、これまた失敗した⁽³⁾。ドイツ帝国との結合を強化しつつあったオーストリアで、特に民族間の対立が深刻化しつつあった時期に、諸民族の自由な連邦への道を進むことは、至難の業であった。

ところで、一八九七年以後一九一八年の帝国崩壊に至るまでのオーストリア⁽⁴⁾ドイツ人の姿勢やその民族政策は、どのようなものであっただろうか。一口にいえば、バデニー事件後のドイツ民族の政治的雰囲気は、この大きな危機のあとがきとでもいえるべきもので、新しい政策や出来事も、指導者や大衆の態度を大きく変化させることはなかった。一九〇九年まで、予算はほとんどすべて緊急法令で定められた。一九〇〇年以後、オーストリアの諸政党はもはや、いずれかの分野で名をあげた人々に指導される、利害の似通った目ざめた市民の集合体といったものではなく、職業政治家に操作される大衆組織になってしまった。そこでは、真面目な討議や道理をつくした説得にかわって、恐怖や憎悪やメシア的希望を途方もなく扇情的に強調する計画的な宣伝が、登場した。一九〇七年の普通選挙権導入後も新しい民主国会の指導者たちは、安定した多数を制することができず、憲法第一四条にもとづいて暫定的に制定さ

れた法令を追認する必要がある場合、かろうじてそれに足りる多数を支配しえたにすぎなかった。しかもこの多数は、歴代の首相が贈賄にひとしい勧誘によってつくり出した、変動する連合だったのである。これは法令による支配にはならず、その結果この国は、民主的な議会と非民主的な——普通は議会の多数の信任をえていない——内閣をもつことがしばしばおこった。一九〇七年以後の首相たち——ベック Max Wladimir Beck、ビーネルト、シュテュルク Karl Stürckh——は、指導的な国会議員を内閣に引き入れることによって二つの統治方法を調和させようとしたが、しかしこの特殊なやり方は、民主的選挙権の名にかくれて中央集権的絶対主義を続けるための仮面マスクにひとしかったのである。

二十世紀にはいって、ドイツ人の農民と労働者の政党——ドイツ農民党 Deutsche Agrarpartei (一九〇五)とドイツ労働者党 Deutsche Arbeiterpartei (一九〇四)——が新しくつくられたが、これらの政党は、従来からの諸政党以上に、せまい民族的利害の擁護に専念した。一九〇七年の普選導入以後、社会民主党とキリスト教社会党は議会の二大政党となり、両者合わせて選挙民のほぼ殆をその手中におさめたが、これらイデオロギー政党の勢力増大も、実際には、民族問題のはげしさを減じたわけではなかった。社会民主党はチェコ人部門とドイツ人部門に分裂して、ますますはげしく相争い、自身の下層部にブルジョア的な民族主義精神が拡がるのを防止することはできなかった。またキリスト教社会党は、そのドイツ人構成員の影響をうけて、穏健で、民主的で、愛国的な、しかし本質的にはドイツ人的な政党になった。一九一一年に、ドイツ人諸政党の大部分は、議会内で一つの民族的連合(民族連合 Nationalverband)を形成したが、二十年前と同じく、組織とリーダーシップの欠陥のために、効果的な積極活動を行なうことができなかった。

ドイツ人がスラヴ人と交渉できる時代は、すでにすぎ去り、オーストリア的愛国心と民族的節度だけでは、もはや

どうにもならなかった。このような状況のもとで、ドイツ人の政党はいずれも、現に行なわれている絶対主義体制を廃して、完全な議会責任制に変えたいとは思わなかった。一九〇七年から一九一八年にいたる時期に、民族と帝国、絶対主義と民主主義的志向の衝突を解決しようとする積極的なドイツ人の民族政策は、なんら存在しなかった。一九一六年の復活祭綱領 *Osterbegehrrschaft* のなかで、ドイツ人の指導者たちは、万人の正当な民族的自由を「擁護」しながらも、帝国のドイツ人的性格を保持しようとする決意を再確認した。第一次大戦中、中欧の同盟国側が東部戦線で数々の勝利をおさめたとき、ドイツ帝国で領土拡張論が高まったのとは対比的に、オーストリア・ドイツ人の間には、防衛的な、ほとんど敗北主義的ともいえる態度が生まれた。この国でも、若干の軍人や外交官や王家の要人たちは、宏大な膨脹計画を夢見たかもしれないが、ドイツ人の民族的な政治指導者たちは、帝国がますますスラヴ人的な国家になることを予想して、もっぱら恐怖心に充たされたのであった。戦争の終結はオーストリア・ドイツ人に未曾有の不幸をもたらしたけれども、民族的指導者たちには、それはほとんど一つの救いのように思われた。彼らの大多数は、ドイツとの合邦 *Anschluss* を心のたよりにしていたからである。

次に、バデニーの危機後のチェコ人の態度をみておこう。

チェコ人がハプスブルク帝国の統合的な力であったか分解的な力であったかという問題を考えるとき、まず第一に念頭に浮ぶのは、一八四八年革命当時のパラツキのオーストリア・スラヴ主義であり、それは、すべてのスラヴ民族が結びつけられる一つの可能な単位として、オーストリア帝国が有効であることを主張するものであった。しかしこの思想の背後には、オーストリアがその国境内の諸民族に各自の国を建てることを許し、各民族がそこでは同じ権力を享受しうる方向に発展するであろうという、チェコ人の希望が横たわっていた。しかしチェコ人の政治的指導者た

ちがわけあったこの希望は、一八五〇年代の新絶対主義の時期にかなり減少させられ、一八六七年のアウスグライヒによって大きく挫かれてしまった。とはいえ、アウスグライヒの直後に立憲化されたオーストリアは、チェコ人の指導者たちにはなお受け入れられるものであり、多くの政治家や実業家たちは、なお王国内でチェコのブルジョアに好ましい経済的将来がやってくることを期待し、チェコのすべての有力なブルジョア政党の指導者たちは、原則的には王国の存続を支持し、王国の行政においていっそう有力な地位を得ようとつとめていた。そのかぎりでチェコ民族主義者は、王国から譲歩を引き出すために戦っていたのであり、ハプスブルク帝国内におけるチェコ民族の自治的発展と、諸民族による民主的な連邦の実現が、依然その目標であった。ただ、この点における王国の進歩が緩慢であったために、彼らの民族主義運動がしだいに激化したのである。

バデニーの危機のもつ意味は、こうした背景のうえに考えられなくてはならない。一八九七年の改革は失敗し、合理的な言語令を正規の立法手続によって実施することはできなかった。しかもこの事件をめぐる混乱は、オーストリア帝国の不安定さをまざまざと示し、議会が政治的・社会的な大問題を解決する能力のないことを暴露した。これを見てチェコ人は、多くの困難に苦しむ王国が、近代の民主的・連邦的な政治形態に自己を適応させる能力があるかどうか、大きな疑問を感じ、大多数のものは、諸民族の平等にもとづく改革がもはや不可能であることを感じた。そこで彼らは、やむなしとして、民族自決に目を向けはじめたのである。

チェコ人の民族主義運動は、もろもろの異質的な社会的・政治的グループから成り、したがってまたそこには多くの異なるイデオロギーがあって、民族主義的指導者の扇動的なスローガン、偏狭な小市民的ショイニズムから、民族的自由のための闘争をデモクラシーのための闘争の重要な一面とみなす民主派の思想にまで及んでいた。ここではそれらに立入る余裕はないが、ただ、特殊な立場にあった社会主義者の動向について、いちべつしておきたい。

チェコの社会主義者は、最初一般的な社会主義信条に忠実で、社会主義の原則と民族主義的信念との間にはっきりした区別をつけ、チェコの党組織は、ウィーンの党中央本部の組織したすべての政治行動に、活発に参加した。一八九七年のバデニー言語令をめぐる騒ぎの間にも、チェコ社会主義者たちは反民族主義的な態度を取り、ペーメン・メーレン・シュレジェンのドイツ人居住地帯にたいするチェコ民族主義者の過大な要求を拒否して、大きな問題をひきおこしている。しかしこの危機の際には、民族主義がドイツ人・チェコ人双方の大衆の間で非常に強かったので、国際的な気持をもっていった社会民主党員も、それを阻止するために効果的なはたらきをすることができなかった。チェコ民族主義の攻勢は世紀の転換以来いっそう強まり、労働者階級の間にもますます広がっていった。労働者はその数が多く、都市に集中し、高度の組織をもっていたために、チェコ人の社会で重要な役割をはたし、ソコール運動のメンバー十二万人のうち、二八％は労働者であったとい⁶⁾う。それとともにチェコ社会主義者の態度にも変化がおこり、一九〇六年、彼らは従来の民族的党組織をもとにしてチェコスロヴァキア社会民主党を組織し、一九一〇年には完全にオーストリアの党から分離したのである。

チェコ人を帝国から離れさせたいま一つの動因は、ドイツ帝国のオーストリアに及ぼす影響力がしだいに強くなつて、ドイツに支配される「中欧」が出現するかもしれないという恐怖がつのつたことであり、これはチェコ人を汎スラヴ主義の方向に傾かせた。第一次大戦に先立つ十年間にバルカンにおこつた諸事件は、チェコ人の親スラヴ的共感をしだいに強めていったが、なかでも一九〇八年のオーストリアによるボスニア・ヘルツェゴヴィナ二州の併合は、チェコ人の間に急進的な民族主義ムードを一段と育てていった。この軽率な行動の結果はまことに重大であつて、マザリクも、自分は長い間「われわれのオーストリア支持の態度決定に有利な論拠を集めてきた」が、併合後の王国の实情を知り、「オーストリアとその王朝」をいっそうよく認識するようになったとき、「反対派の陣営におこまれた」

説と述べている。⁽⁶⁾

論

その後、チェコ人のミドルクラス出身議員の多くは、オーストリア国会で、軍備のためのクレジットに賛成しているし、第一次大戦直前の時期のチェコ社会民主党の諸会議の議事録のなかには、「オーストリアハンガリーはチェコ人のために必要である」といった言葉が見いだされる。しかしこのような表面上の王国にたいする忠誠の下で、チェコ人はすでに彼ら自身の民族的な生活をもっていたのであって、大部分の知識人特に学生たちにとって、王国にたいする否定的な態度は、ごく普通のことであった。彼らの否定主義は、公然たる反抗を通じてよりも、むしろ王国の象徴や制度にたいする皮肉な態度を通じて、あるいは単純に、それらを無視したという事実によって、表現された。

こうして第一次大戦の前夜には、チェコ人と王国との関係は概して外面的な浅薄なものであった。チェコ人は自身を「オーストリア人」ないし「ハプスブルク王家の臣民」とはみないで、チェコ人であると考えていた。彼らの内心の忠誠はチェコ民族にたいする忠誠であり、第一次大戦中王国の最後の危機にあたって彼らの行動を決定したのは、この「真の」忠誠だったのである。要するにチェコ人は、一八九七年の危機を第一の、一九〇八年のボ・ヘ両州の併合を第二の重大な転機として、帝国内の分解的要素となり、このようなものとして彼らは、第一次大戦という決定的な年代の間に、オーストリアハンガリー王国を弱め、その瓦解をもたらしうえで、重要な役割を果たしたのであった。

(1) ガウチュはバデニーの言語令を修正し、一八九八年の新法令で、地域的な言語政策をはじめた。それはチェコ人地域・民族混住地域・ドイツ人地域に別々の規定を与え、バデニー法令の効力を原則としてチェコ人地域と混住地域に限った。彼はまた、一般的な言語上の必要条件を、特別な政府のポストの必要に関係づけることによって、ベーメンとメーレンの官吏の二国語修得にかんするバデニーの指令を修正した。ガウチュの言語令は、実際にはバデニーの法令をほんのわずか変更したにすぎなかった。

が、民族的衝突の潮流がふたたびドイツ人に有利な方向に向かいつつあることを明示していた。翌一八九九年に、ドイツ人の民族的攻勢をあらわす聖霊降臨祭綱領が発せられると、新しいクラリー Manfred Clary-Aldringen は愛想よくこの要求に応じて、バデニーの言語令を撤回し、ターフェエの言語令を復活させたのである。

(2) 有能なケルバー首相は、一九〇〇年と一九〇三年に、ふたたび民族的妥協の試みを開始した。彼は三種類の言語地域——ドイツ人地域・チェコ人地域・混住地域——の組織をつくり出した。すなわち、ベームンとメーレンは、民族的に同質な、広範な自治を与えられたいくつかの管区 *Kreise* に分割され、ドイツ人の管区ではもっぱらドイツ語が、チェコ人の管区ではもっぱらチェコ語が、内務公用語になるはずであった。これは、「民族的な勢力範囲の分離こそ、相並ぶ二つの民族間の平和な生活の唯一の形態である」という考え方にもとづくもので、ドイツ人の要求とチェコ人の要求の間の不安定な均衡を維持しようとするケルバーの提案は、それ自身たしかに健全であった。しかしこの提案は一種の対症療法的なものにとどまり、当時の基本的な真の争点——連邦化か中央集権主義か、帝国の再編成か分解か、という——を無視していたから、成功するチャンスをもたず、けっきょくケルバーの提案は双方に拒否され、ドイツ人は民族的分割の原則にしがみつき、チェコ人はベームン地方の不可分割性の原則を固守した。

(3) 一九〇九年のビーネルト提案は、第一次大戦に先立つ時期にこの問題について出された最後の政府案である。ケルバー内閣とビーネルト内閣の間の時期(一九〇七)に、オーストリアに普選権が導入された。これはオーストリアの立憲史上画期的なもので、民族問題にたいするいつそう幅の広い、先見の明のあるアプローチが生まれるであろうという希望が高まり、一九〇七年民主的基礎のうえに選ばれた新議会からは、民族的和解の奇蹟が期待された。しかし、民族的緊張の広がりがつつある雰囲気なかで、アウスグライヒの重荷と独逸同盟の不断の束縛をかかえた議会は、オーストリアの民族的和解という大問題と取り組むのになんらよりよい立場には立たなかつた。一般平等選挙権は、帝国の連邦的再編成の一部として導入される場合のみ役立つことができただけであらうが、その点は依然顧みられぬままであった。こうして、単にケルバーの思想の修正にすぎなかつたビーネルト提案は、けっきょくケルバー案と同じ運命をたどることになったが、普選権導入後だっただけに、この提案拒否は人々を大きく失望させたのである。

(4) 拙著「近代中欧の自由と民族」一七三ページ以下参照。

(5) Havránek, "Czech nationalism", p. 259.

(9) Havranek, op. cit., p. 258.

(7) たとえば、一九一二年にセルビアの前線に輸送された部隊でおこったチェコ人の局部的反抗は、オーストリアの政策にたいする彼らの拒否的態度や、労働者階級の青年たちの強い反軍国主義的態度を表現したものと注目される。Havranek, p. 259.

むすび

最後に総括的考察を行なつて、結論にかえよう。

一八六七年から一九一八年に至る時期のハプスブルク帝国におけるドイツ人の役割を、統合的な力であつたか分解的な力であつたかという観点から評価しようとするとき、明快な一義的判断を下すことは困難である。しかし、以上の考察の結果を一応次のようにまとめることは、可能である。近代的ナショナルリズムの発展に先立つ時代については、事情は簡単である。一九一八年の崩壊まで王国を結合させた政治的・経済的諸制度の大部分は、ドイツ人のものであつたし、歴史的にみて、それ以外のものではありえなかつた。これら諸制度のうちでドイツ人が優位をしめたことによつて、立憲期にはいつてからも、オーストリア国家には終始一貫してはつきりとドイツ人の特色が賦与されていた。しかし、だからといって、多くのドイツ人政論家が述べているように、オーストリア帝国はドイツ人の帝国であり、ドイツ人の国家としてのみ存続することができた、というわけにはゆかないし、求心的な諸制度を通じて帝国を統合した功績がはたしてドイツ人に帰せられるかどうかは、疑問である。これらの諸制度が反対をよびおこしはじめたとき、⁽¹⁾非ドイツ系諸民族は皇帝とドイツ人とをはつきり区別せず、絶対主義とドイツ人の抑圧とは同意語になつたのである。しかしその反面、多くのスラヴ系民族主義者の語るように、ドイツ人は彼らの民族的特権の保存を自己本位に主張することによつて、帝国を破壊しつつあつた、と断定することもできない。

近代的ナショナリズムが政治的忠誠の有力な契機になりはじめるとともに、オーストリアにおけるあらゆる民族——ドイツ民族をも含めて——の帝国にたいする忠誠は、条件付のものになった。これは、多民族国家に固有の、特徴的な現象であった。オーストリア¹ドイツ人にとって、ドイツ帝国との合体は一つの考えられる道ではあったが、当時の時点では、なお彼らの大部分にとって完全に望ましい見通しとはいえなかったし、しかもこの道は、現実にはドイツ帝国の拒否するところであった。他方スラヴ人たちも、なお、彼らに開かれていた他のいくつかの道を選びたいとは思わなかった。そこで、實際上すべての民族は、自己の利害をしっかりとふまえながら、オーストリア国家を保存するために、ある点まで他の諸民族に譲歩することをいとわなかったのである。

しかし、その際ドイツ人の立場は、他の「従属」諸民族の立場よりもいっそう困難であった。従属諸民族にとって、彼らの民族的自由と彼らの民族的「資産」との間にはなんの衝突もなかった。民族的自由と正義を求めるスラヴ人の連邦主義的なプログラムは、なんの犠牲も含まなかったし、指導者たちが彼ら自身の民衆から反逆者として拒否される危険もなかった。しかし、ドイツ人とりわけその民主派にとっては、人民主権とか民族の自由・平等といった原則を採用することは、事実上、多数をしめるスラヴ人の支配に服することになりかねなかった。ドイツ人の自由主義的指導者たちは、彼らの自由主義理論をスラヴ人その他の従属民族に適用すれば、反逆者としてドイツ人から非難されたし、それを適用しなければ、スラヴ人から抑圧者として非難された。ドイツ人の歴史的・政治的・経済的・社会的な「資産」は彼らにとって重大なものであったから、平等とは、耐えがたい自己犠牲を意味することになったのである。ドイツ人は、オーストリアを自民族の国家として保存するに足るほど強力ではなかったが、さりとてまた、オーストリアが自民族に無関係な国家になることを許すつもりもなかった。彼らは皇帝の権威を打ち倒すことはできなかったし、それを望みもしなかった。このようなジレンマにおかれた彼らは、けっきょく本質的に消極的・防衛的

説
な役割しか果たすことができなかつたのである。⁽²⁾

論

自民族中心の政治的ナショナリズムには不吉なきざしが含まれていたとはいへ、議会のドイツ民族主義政党的指導者たちは、一八九七年まではつねに争いを切りぬけることができたし、スラヴ人の平等の拡大に向かう漸進的変化をうけられることもできた。彼らは自己の選挙区民向けの演説では過激な言葉をはいても、それは多分に修辭的なもので、本心は口先ほどではなかつた。しかし、バデニの危機によつてよびおこされた興奮のために、このオーストリア特有の問題処理方式は、つぶれてしまった。チェコ人もドイツ人も相手の犠牲になつたと信じ、彼らの憤激から生まれた狂信的ナショナリズムは、もはやけつして完全には鎮まらなかつた。それとともに、議会政治とそれをささえる最小限度のコンセンサスとは、信用を失つてしまった。バデニ事件の結果、オーストリアの歴史の進路は一変し、それ以後ドイツ民族主義派の指導者たちは、王国を統合せよとはつとめなかつた。その意味で、一八九七年という年は、オーストリア史における決定的な時点であり、運命的な転換点であつたといわねばならない。

さまざまな民族が平和裡に共同生活をいとなむことができるかどうか、という問題は、現在もなお依然未解決の大きな難問であり、種々の民族集団との関連で、人々は道徳と権力、理想と現実、コンセンサスと暴力、自由と権威といった切実な問題と取り組んでいる。その際、最も富裕な民族、伝統的に優位をしいてきた民族は、民族的自由を、いつそう広範囲な国家・地域共同体・世界共同体などの諸要求と結びつける道を見いだすうえで、特別の困難をもっている。「恵まれていない」民族にとっては、民族的自由とは「より多くのもの」の入手を意味するが、富裕で有力な民族にとつては、彼らが現にもつてゐるものの保持を意味する場合が多いからである。こうした明白な民族的利害の衝突を和解させることは難事であるが、その際、誇りとか不安とかいった非合理的な力が、この困難をいっそう増

大させる。「平等にたいする要求」が恵まれていない諸民族の間におこせると同じ一般的な興奮を、優勢な諸民族の間では「特権の防衛」がおこさせるのである。ハプスブルク帝国内の民族闘争は、この重要な問題をすではつきり示している点で、われわれに特別の魅力を与えるものであり、このテーマを研究することの現代的意味も、またここに求められるであろう。

(1) この過程で、ドイツ人の教養ある階級の重要部分が、近視眼的な、愚かな行動をとったことも、みのがしがたい。オーストリアドイツ人が資本主義的企業、ドイツ民族への同化、オーストリア的愛国心の効果的な総合ともいべきユダヤ人を拒否したことは、その一例である。前掲、本稿「四」参照。

(2) オーストリア帝国の統合と分解の問題を全体的立場から考えるとき、最も重要な意味をもつのは、王国内の財産と教養ある階級が民族的諸陣営に分かれたという事実であり、一八九七年のパデニー言語令事件は、この分裂と対立を完全に明白化する役割を果たしたのである。以後王国内のほとんどすべての有産階級と知識人、特に後者は——ドイツ人のみならず、いかなる民族のそれも——、分解的な力であり、王国の崩壊に大きく貢献したといえよう。